（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	財務会計システム運用保守業務委託
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜４丁目２番２２号
契約金額（税込）	２，０８２，３００円
契約締結日	令和８年　９月２９日
履行期間	令和８年１０月　１日～令和９年３月３１日

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	■ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	現行の財務会計システムについては、本年９月末を持って契約満了となるが、令和８年度の予算編成から執行管理、決算までを一連のプロセスを一括して同システムで運用し続けることが、安定稼働と事務の継続性において不可欠である。 次期稼働までの業務の連続性とシステムの安定稼働を最優先するため、令和８年度決算及び令和９年度決算（令和１０年９月末）までの間、現行システムを並行して運用することにより、現行事業者以外の者がこれを行うことは技術的・運用上困難であり、この移行期間中の安定稼働を担保できるのは、同社をおいて他になく、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、随意契約を行う。 なお、随意契約にあたっては、年度ごとの契約となることから、令和９年３月までの期間とし、次年度以降に行なう随意契約については別途お伺いするものである。

（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種業務委託（高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種）
担当部・課名	健康福祉部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人　泉佐野泉南医師会　泉佐野市湊１丁目１番３０号
契約金額（税込）	１２，０２４，０００円
契約締結日	令和８年９月１６日
契約期間	契約締結日～令和８年１２月３１日

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	■ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に密着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。 このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、事業遂行のためには、一般社団法人泉佐野泉南医師会と契約する他なく、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を行う。

（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種業務委託（高齢者インフルエンザ予防接種）
担当部・課名	健康福祉部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人　泉佐野泉南医師会　泉佐野市湊１丁目１番３０号
契約金額（税込）	３７，０８８，０００円
契約締結日	令和８年９月１６日
契約期間	契約締結日～令和８年１２月３１日

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	■ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に密着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。 このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、事業遂行のためには、一般社団法人泉佐野泉南医師会と契約する他なく、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を行う。

（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	医療機関連携型生活習慣病重症化予防モデル構築業務委託
担当部・課名	健康福祉部　健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	コガソフトウェア株式会社 東京都台東区上野１－１９－１０
契約金額（税込）	１１，０００，０００円
契約締結日	令和８年９月２９日
契約期間	契約締結の日～令和１１年３月３１日

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	■ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき □特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき ■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、ICT を活用し市内医療機関と連携した健康管理モデルを構築する先進的な事業であり、価格競争による業者選定ではなく、民間事業者のシステムの機能・性能、企画力等を総合的に評価した上で候補者を選定する必要があるため、「医療機関連携型生活習慣病重症化予防モデル構築業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会では、上記契約相手方が先進的な本業務の主旨・目的を十分理解し、本事業を円滑に進める事業スキームの提案がなされた。また、提案のあったシステムは機能・性能面だけでなく、事業の継続性についても評価できるものであったことから、本業務の受託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約する。

（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市家庭児童相談システム構築業務委託事業
担当部・課名	こども未来部 こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	(代表企業) シャープマーケティングジャパン株式会社　取締役　美甘　將雄 大阪府八尾市北亀井町三丁目１番７２号 (構成企業) 三菱電機ファイナンシャルソリューションズ株式会社関西支店 支店長　田中　智也 大阪市福島区福島７丁目２０番１号
契約金額（税込）	２７,８５２,０００円
契約締結日	令和８年９月１８日
契約期間	契約締結日～令和１３年１１月３０日
根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	■ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき □特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき ■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	当該業務委託は、標記システムについて機器の更新及び複雑多様化する児童虐待相談に対応し、相談業務への対応をより一層強化するとともに、各業務の作業効率の向上、並びに個々の事例における支援強化を図るため、事業効果を最大限に発揮させるための最適なシステムを公平・公正に選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会にて厳正な審査を行った。審査は、本市が提示したシステムの機能要件がシステムに搭載されているか、また、システムへの記録の入力について、職員の入力作業の軽減についてどのような工夫がなされているか、並びに、受託候補業者の実績等について、選定委員会にて評価を行った。結果として、上記契約相手方が提示した提案書が本業務の趣旨を理解し、当該システム及び業務実施体制において優秀と認められ、選定委員会にて受託候補者として特定された。よって、履行に最も適した受託候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約する。

（様式1）

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和８年度阪南市道路台帳及び道路閲覧システム更新業務委託
担当部・課名	都市整備部　道路公園課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社パスコ大阪支店 大阪市浪速区湊町１丁目２番３号
契約金額（税込）	¥1,914,000.-
契約締結日	令和８年 10 月６日
契約期間	契約締結日～令和９年３月 31 日

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２第１項）	□ 第２号 □契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき □試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき □市の行為を秘密にする必要があるとき □国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき □学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき □土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき □運送又は保管をさせるとき □プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	□ 第３号又は４号　障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	□ 第５号　天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき
	□ 第６号　競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 第８号　競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
	□ 第９号　落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本システムについては、平成２０年度に道路台帳管理システムを、平成２２年度に道路閲覧システムをそれぞれ導入している。 本業務は、道路法に基づく市道路線の認定及び区域変更に伴い実施するものとなり、認定及び区域変更箇所を道路台帳管理システム及び道路閲覧システムに反映するには、道路現況平面図データ及び基盤地図データ、道路の構造化データの作成が必要となる。本システム開発元であり、ライセンス所有者である当該業者が本業務を実施することで、市道路線の認定及び区域変更があった箇所のデータ反映を滞りなく実施することができ、万一システム不具合が発生した際の責任の所在を明確に保持できる。また、他社が受託した場合、システム操作およびデータ反映の面で多大な技術的困難を伴い、必要となる作業工数やシステム対応費用が増大し、システム不具合が生じた際に、当該業者との間で責任の所在が不明瞭となるおそれがある。以上のことから、本業務を実施できるのは㈱パスコにほかならない。 したがって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、㈱パスコ大阪支店と随意契約を行う。